

いちき串木野市電子入札運用規約

(目的)

第1条 この規約は、市が電子情報処理組織（市の契約担当者の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）と入札参加資格者の使用に係る電子計算機（コンピュータ機器及びその周辺機器を含む。）とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を利用して行う入札（随意契約の相手方の選定を含む。以下「電子入札案件」という。）における事務取扱いについて、法令、条例及び規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規約において、次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによる。

- (1) 電子入札システム 市が入札に利用する電子情報処理組織で、かごしま県市町村電子入札システムのコンテンツである電子入札システムをいう。
- (2) 電子入札 電子入札システムを利用して行う入札をいう。
- (3) 紙入札 電子入札システムを利用せずに書面で行う入札をいう。
- (4) 契約担当者 いちき串木野市契約規則（平成17年いちき串木野市規則第49号）第2条に定める契約担当者をいう。
- (5) 電子入札システム責任者 市が電子入札システムの円滑な運用のために置く責任者をいう。

(電子入札システムの利用者)

第3条 電子入札システムの利用者（以下「システム利用者」という。）は、次のいずれかの要綱に基づく市長の入札参加資格審査を受け、入札参加資格を有すると認められた者で、第5条に規定する電子入札システムへの利用者登録を行っているものとする。

- (1) いちき串木野市建設工事の請負契約に係る指名競争入札の参加者の資格等に関する要綱（平成17年いちき串木野市告示94号）
- (2) いちき串木野市物品調達等に係る指名競争入札参加資格審査要綱（平成17年いちき串木野市告示14号）

(規約への同意)

第4条 システム利用者は、市の条例、規則及びかごしま県市町村電子入札システム利用者共通規約（以下「共通規約」という。）に従うほか、この規約の内容に同意しているものとみなす。

(電子証明書（ICカード）の利用者登録)

第5条 電子入札システムへの利用者登録をしようとする者は、共通規約に示す電

子証明書（ＩＣカード）を取得し、電子入札用電子証明書（ＩＣカード）届出書（様式第１号。以下「電子証明届出書」という。）を電子入札システム責任者へ届け出なければならない。

この場合において、電子証明書（ＩＣカード）の名義は、市の入札参加資格者名簿に登録された個人又は法人の代表者若しくは当該代表者から契約締結に関する権限の委任を受けた者とする。

- 2 特定共同企業体が電子入札をする場合は、当該特定共同企業体の代表構成員が利用者登録を行った電子証明書（ＩＣカード）を使用するものとする。
- 3 複数の名義の電子証明書（ＩＣカード）登録は認めないものとする。ただし、電子証明書（ＩＣカード）の破損等に備えて、同一名義のカードを複数登録してもよいものとする。
- 4 システム利用者は、第１項の規定による届出後に電子証明書（ＩＣカード）の内容に異動を生じた場合は、直ちに電子入札用電子証明書（ＩＣカード）変更届出書（様式２号）を電子入札システム責任者に提出し、電子証明書（ＩＣカード）情報の変更を行わなければならない。

なお、この変更を行わずに事実と異なる内容のまま電子入札した場合、その行為が無効となる場合がある。

- 5 電子入札システム責任者は電子証明届出書を受理後、その届出者に固有の利用者登録番号を付与して様式第３号により通知するものとする。

なお、利用者登録番号は、市において電子入札システムの運用上必要があると認めるときは、あらかじめ当該利用者に通知した上で、これを変更することができる。

- 6 システム利用者は、自己に付与された利用者登録番号を用いて、電子入札システムへの利用者登録を完了しなければならない。
- 7 システム利用者は、利用者登録の内容に異動を生じたときは、速やかに電子入札システムの機能を利用して利用者登録の内容を変更しなければならない。

（ＩＤ／パスワード発行申請）

第６条 入札等（随意契約を含む。）のうち、金額その他の条件により市が指定する少額物品の電子入札案件（以下「少額電子入札案件」という。）においては、前条の規定にかかわらず、ＩＤ／パスワードによる電子入札システムの利用を認めるものとする。少額電子入札案件の範囲については、別途定める。

- 2 電子入札システム責任者は電子入札システム少額物品ＩＤ／パスワード利用申請書（様式第４号）を受理後、その申請者に固有のＩＤ／パスワードを付与してこれを通知する。

なお、ＩＤ／パスワードは、市において電子入札システムの運用上必要があると認めるときは、あらかじめ当該利用者に通知した上で、これを変更することができる。

- 3 ＩＤ／パスワードを忘失し、又は紛失し、その再発行を求める者は、直ちに電

子入札システム責任者に電子入札システム少額物品 ID／パスワード利用再発行申請書（様式第 5 号）により申請し、ID／パスワードの再発行を受けなければならない。

- 4 ID／パスワードの利用者が、電子証明書（ICカード）の利用者登録を行った場合は、ID／パスワードを使用することはできないものとなり、当該利用者登録後の電子証明書（ICカード）を使用しなければならない。

（電子入札システムの利用方法）

第 7 条 システム利用者は、財団法人日本建設情報総合センターの電子入札コアシステムが正常に動作する電子計算機と電子証明書（ICカード）又は ID／パスワード（以下「ICカード等」という。）を使用して、電子入札システムを利用するものとする。

- 2 システム利用者の使用する電子計算機及び ICカード等を使用して行った入札は、すべて当該利用者が行ったものとみなす。

なお、複数の電子証明書（ICカード）で利用者登録をしている場合、そのいずれかの電子証明書（ICカード）を使用して行った行為もすべて当該利用者が行ったものとみなす。

（電子入札システム利用の禁止事項）

第 8 条 次の各号に掲げる行為は、これを禁止する。

- (1) 事実と異なる情報が格納されている電子証明書（ICカード）を使用して電子入札をすること。
- (2) 他人の利用者登録番号を用いて電子証明書（ICカード）の利用者登録を行い、電子入札をすること。
- (3) 前 2 号のほか、電子入札システムを利用して市の入札手続を妨害すること。

- 2 前項の行為を行った者の電子入札は、無効とする。

（案件登録）

第 9 条 契約担当者は、電子入札案件について入札方式、調達の概要、手続の日時その他の必要な事項を電子入札システムに登録するものとする。

なお、電子入札案件における日時は、電子入札システム上に表示される日付・時刻を基準とし、次の各号に掲げる項目を設定する。

- (1) 公告日（指名競争入札、随意契約では通知日）
- (2) 入札参加資格確認書締切日時（一般競争入札の場合のみとする。）
- (3) 入札書受付開始日時（前 2 号の設定日時以降の日時）
- (4) 入札書提出締切日時
- (5) 開札日時及び場所
- (6) その他入札に関する事務処理を行う日時・期間

- 2 入札書受付開始日時から入札書提出締切日時までの期間（以下「入札書受付期

間」という。)は、電子入札案件の入札参加者がシステムを操作するのに必要な時間を考慮し定めるものとし、公告等で入札参加者へ通知する。

3 前項以外の入札に関する日時・期間は、従来の紙入札手続に準じて設定する。

(登録後の日時変更等)

第10条 契約担当者は電子入札案件の登録後、やむを得ない理由により登録した日時を変更し、又は電子入札を取り消す必要が生じたときは、直ちに電子入札システムに登録することにより、入札参加者に通知しなければならない。ただし、第14条に規定する紙入札参加者に対しては、電話、ファックス等の方法で通知する。

(システム障害等の対応)

第11条 契約担当者は、電子情報処理組織の障害等により、電子入札システムを使用できないときは、電子入札案件を中止し、紙入札に変更することができる。

2 前項の場合においては、電話、ファックス等の方法で入札参加者に通知するものとする。

(電子入札の留意点)

第12条 電子入札の方法により提出される入札書は、入札書提出締切日時までに電子入札システムのサーバーに到着しファイルに記録されたものを有効なものとする。

2 入札参加者は、電子入札システムから発行される入札書受付票により入札書の受付がされたことを確認しなければならない。

(紙入札参加申請)

第13条 入札参加者は、電子入札案件において、やむを得ない理由で電子入札をすることができない場合には、原則として入札書提出締切日の前日までに契約担当者に紙入札参加申請書(様式第6号)を提出し、当該入札を紙入札の方法で行うことについて承認を求めなければならない。

2 契約担当者は、前項の規定により紙入札参加申請があった場合、その理由が妥当と認められる場合に限り紙入札による参加を承認するものとし、紙入札参加承認通知書(様式第7号)により当該入札参加者へ通知する。

3 紙入札参加承認後に、電子入札による入札書を提出した場合は、紙入札による入札書と電子入札による入札書の双方を無効とする。

(電子入札案件における紙入札の方法)

第14条 前条の規定により電子入札案件において紙入札の方法で参加することが認められた者は、入札書提出締切日時までに契約担当者が指定した場所へ従来の紙入札により入札書を提出するものとする。

- 2 電子入札案件に紙入札の方法で参加する者は、任意の3桁の数字をくじ番号とし、入札書に明記しなければならない。

(添付書類)

第15条 電子入札に係る工事費内訳書その他の添付書類は、添付ファイルとして電子入札システムに登録しなければならない。

- 2 前項の添付書類は、次表のファイル形式によるものとする。なお、ファイルの圧縮については認めないものとする。

ファイル形式
PDFファイル、XPSファイル

3 第1項の規定にかかわらず、同項の添付書類のファイル容量が1メガバイトを超える場合は、媒体提出届(様式第8号)を添付し、契約担当者が指定する方法により当該添付書類を提出するものとする。添付書類を契約担当者の指定するファイル形式で作成することができる紙入札参加者についても、同様とする。

4 前3項の規定にかかわらず、契約担当者が書面により添付書類を作成すべきことを指定した場合は、契約担当者が指定する方法により当該添付書類を提出するものとする。添付書類を契約担当者の指定するファイル形式で作成することができない紙入札参加者についても、同様とする。

5 第1項又は第3項の規定による添付書類のファイルの登録又は提出をするときは、あらかじめウイルスチェックソフトの定義ファイルを最新の状態にした上でウイルスチェックを行い、ウイルスの感染がないことを確認しなければならない。

6 契約担当者は、添付書類に不備又はウイルス感染があることを発見したときは、期限を定めて当該入札参加者に再提出を指示するものとし、当該期限までに再提出が行われなかった場合は、添付書類が提出されなかったものとみなす。

(入札の辞退等)

第16条 指名競争入札等(随意契約を含む。以下、この項及び次項において同じ。)の電子入札案件に参加する者は、入札書提出締切日時までに辞退届を電子入札システムで提出することにより、当該案件の入札を辞退することができる。

2 指名競争入札等の入札書提出締切日時までに入札書を提出しなかった者は、入札を辞退したものとみなす。

3 提出された入札書については、書換え、引換え又は撤回をすることができないものとする。入札参加者は、入札書の提出後に、当該入札に参加するために必要な条件を満たさなくなり、又は当該入札に係る契約の相手方となることができない事情が発生した場合は、直ちに契約担当者に申し出なければならない。

(開札)

第17条 契約担当者は、開札の日時において、次項に定める開札の立会いを希望する者がいる場合はこれを立ち合わせ、当該入札事務に関係のない職員を立ち会

わせた上で開札を行うものとする。

- 2 契約担当者は、入札参加者のうち開札の立会いを希望する者に対しては、その機会を確保するよう配慮する。
- 3 前2項に定める立会いの具体的な方法については、契約担当者が定めるものとする。
- 4 契約担当者は、開札することを告げ、紙入札参加者の入札書があるときは開封して入札金額及びくじ番号（入札書にくじ番号の記載がないとき又は3桁の数字以外のものが記載してあるときは、電子入札システムで自動生成される番号とする。）を電子入札システムに登録し、一括で開札するものとする。
- 5 契約担当者は、開札の日時までに入札参加資格を失った入札参加者が提出した入札書がある場合は、当該入札書は開札せずに失格とする。

（落札者決定の場合の措置）

- 第18条 契約担当者は落札者を決定したときは、電子入札システムに登録することにより、落札者に通知しなければならない。ただし、落札者が開札に立ち会わない紙入札参加者のときは、電話又はファックス等の方法で通知するものとする。
- 2 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、契約担当者は、電子入札システムのくじ機能を利用して地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「令」という。)第167条の9（同令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定によるくじ引きを行い、落札者を決定するものとする。

（落札者がいない場合の措置）

- 第19条 落札者がいないため再度の電子入札（再々度の入札を含む。以下同じ。）に付すときは、契約担当者は、電子入札システムに再度の入札書受付締切日時を登録することにより、入札参加者（再度の入札に参加できない者を除く。）に通知しなければならない。
- ただし、開札に立ち会わない紙入札参加者に対しては電話、ファックス等の方法で通知するものとする。
- 2 落札者がいないため電子入札を取り止めるときは、電子入札システムに登録することにより、入札参加者に通知しなければならない。

（落札者決定の保留）

- 第20条 令第167条の10第1項の規定に係る調査を行うとき、談合その他の不正行為があったと疑われるために所要の調査を行うときその他契約担当者が必要と認めるときは、契約担当者は電子入札システムに落札者決定保留の登録をすることにより、入札参加者に通知しなければならない。

（開札状況の公表等）

- 第21条 契約担当者は、電子入札システムにより入札参加者が電子入札の処理状況を随時確認できるようにするものとする。

(記録等の保存)

第22条 電子入札システムに係る記録は、第10条又は第11条の規定により電子入札を取り消し、又は中止したものを除き、開札に係る処理を完了した日から起算して2年間電子入札システムに保存する。

(契約)

第23条 電子入札した者が落札した場合、落札決定後の契約手続については、従来の書面手続によるものとする。

(雑則)

第24条 この規約の施行に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規約は、平成20年 9月 1日から施行する。

附 則

この規約は、平成29年10月 1日から施行する。

様式第 1 号（第 5 条関係）

電子入札用電子証明書（IC カード）届出書

年 月 日

いちき串木野市電子入札システム責任者 様

住 所：
商号又は名称：
代表者氏名： 印
電 話 番 号：

下記のとおり、電子入札システムで使用する電子証明書（IC カード）に関する情報を届け出ます。

記

1 電子証明書（IC カード）に関する情報

氏名：
住所：
電子証明書（IC カード）発行認証局名：
電子証明書（IC カード）番号：
電子証明書（IC カード）有効期限：
所属企業の住所：
所属企業の商号又は名称：

2 電子証明書（IC カード）の使用用途

いちき串木野市の実施する

{	<input type="checkbox"/> 建設工事	}	案件への電子入札関連事務
	<input type="checkbox"/> 建設委託		
	<input type="checkbox"/> 物品		

3 添付書類

電子証明書（IC カード）登録証等の写し（1 部）
（届出担当者）

部署名： 担当者氏名：

※代表者印または代表者から入札契約に関する権限の委任を受けている者の使用印を押印すること。

様式第 2 号（第 5 条関係）

電子入札用電子証明書（IC カード）変更届出書

年 月 日

いちき串木野市電子入札システム責任者 様

住 所：
商号又は名称：
代表者氏名： 印
電 話 番 号：

下記のとおり、電子入札システムで使用する電子証明書（IC カード）の（追加・変更・廃止）を届け出ます。

記

- 1 変更前又は廃止する電子証明書（IC カード）に関する情報
氏名：
住所：
電子証明書（IC カード）発行認証局名：
電子証明書（IC カード）番号：
電子証明書（IC カード）有効期限：
所属企業の住所：
所属企業の商号又は名称：
 - 2 変更後又は追加する電子証明書（IC カード）に関する情報
氏名：
住所：
電子証明書（IC カード）発行認証局名：
電子証明書（IC カード）番号：
電子証明書（IC カード）有効期限：
所属企業の住所：
所属企業の商号又は名称：
 - 3 電子証明書（IC カード）の使用用途
いちき串木野市の実施する

}	<input type="checkbox"/> 建設工事	}	案件への電子入札関連事務
	<input type="checkbox"/> 建設委託		
	<input type="checkbox"/> 物品		
- 3 添付書類
 IC カード登録証等の写し（1 部）（変更・追加の場合のみ）

（届出担当者）

部署名： 担当者氏名：

※代表者印または代表者から入札契約に関する権限の委任を受けている者の使用印を押印すること。

様式第 3 号（第 5 条関係）

【取扱注意】

年 月 日

（商号又は名称）

（代表者氏名） 様

いちき串木野市電子入札システム責任者

電子入札システムにおける利用者登録番号について（通知）

このことについて、下記のとおり利用者登録番号を発行します。本通知を受領後、速やかに電子入札システムへの利用者登録処理を行ってください。

記

種別	（建設工事・建設委託） / （物品・役務）
利用者登録番号	
商号名称	

- ※ 電子入札システムの運用時間は、平日の午前 8 時 30 分から午後 8 時までです。
- ※ 電子証明書の内容に異動を生じた場合は、直ちに届け出てください。
- ※ 新たに電子証明書を取得した場合も同様とします。
- ※ 電子入札システム上で表示される商号名称は、かごしま縣市町村電子入札システム利用者共通規約第 11 条のとおり置き換えられた文字となる場合があります。
- ※ 利用者登録番号の取扱には十分注意してください。

（電子入札システム利用者登録の際の注意点）

資格審査情報検索の際に入力する商号名称は上記の商号名称を全て全角文字で入力してください。なお、“ ” は全角スペースです。

様式第 4 号（第 6 条関係）

電子入札システム少額物品 ID/パスワード利用申請書

年 月 日

いちき串木野市電子入札システム責任者 様

住 所 :

商号又は名称 :

代表者氏名 :

印

電 話 番 号 :

電子メールアドレス :

少額物品調達において電子入札システムの ID/パスワードを用いた入札への参加を申請します。

※代表者印または代表者から入札契約に関する権限の委任を受けている者の使用印を押印すること。

【取扱注意】発注者処理欄	
登録番号	
ID	
パスワード	

※ 電子入札システムの運用時間は、平日の午前 8 時 30 分から午後 8 時までです。

※ ID/パスワードを紛失等した場合は直ちに届け出て、ID/パスワードの再発行を受けてください。

※ ID/パスワードの取扱には十分注意してください。

様式第 5 号（第 6 条関係）

電子入札システム少額物品 ID／パスワード利用再発行利用申請書

年 月 日

いちき串木野市電子入札システム責任者 様

住 所：

商号又は名称：

代表者氏名：

印

電 話 番 号：

電子メールアドレス：

電子入札システムの ID／パスワードの再発行を申請します。

（再発行申請の理由）

※代表者印または代表者から入札契約に関する権限の委任を受けている者の使用印を押印すること。

【取扱注意】発注者処理欄	
登録番号	
ID	
パスワード	
発行回数	

※ 新しい ID／パスワードで利用者登録を行ってください。

※ 以前の ID／パスワードは利用不可になります。

紙入札参加申請書

（契約担当者）様

住 所：

商号又は名称：

代表者氏名：

印

電 話 番 号：

次の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は下記の理由により、電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式で参加します。

1 入札案件名

（第 1 回入札書締切日時： 平成 年 月 日 時 分）

（ 開札予定日時： 平成 年 月 日 時 分）

2 電子入札システムでの参加ができない理由

※代表者印または代表者から入札契約に関する権限の委任を受けている者の使用印を押印すること。

紙入札参加承認通知書

（商号又は名称）

（代表者氏名） 様

（契約担当者）



平成 年 月 日付けで申請のあった下記の入札案件への紙入札参加を承認します。

1 入札案件名

2 入札案件番号

3 紙入札に関する事項

（1）入札書提出場所

（2）入札書提出期限

（3）その他留意事項

（開札予定日時 : 平成 年 月 日 時 分）

媒体提出届

（契約担当者）様

住 所：

商号又は名称：

代 表 者 氏 名：

電 話 番 号：

印

下記案件の資料を（媒体名）で提出します。

1 入札案件名

2 提出方法及び書類名

（1）提出方法

（2）提出書類名及び媒体種別

（注）

※ 媒体種別には、紙・電子媒体（CD-R 等）の別を記載してください。

※ 提出方法には、郵送、持参等の別を記載してください。

※代表者印または代表者から入札契約に関する権限の委任を受けている者の使用印を押印すること。